



山形県公報

令和5年7月18日(火)
第422号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……765
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(村山総合支庁西村山農村整備課) ……767

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会7月定例会の招集……………同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程……………768

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(総務厚生課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第548号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
山形農業協同組合  
代表理事組合長 岡崎 輝明  
山形市旅籠町一丁目12番地35号
- 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 備 考      | 変更年月日 |
|---------------------------|-------|------------|----------|-------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 |            |          |       |
| 高橋 広行<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和5年7月1日 |       |
| 吉田 邦弘<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |          |       |
| 佐藤 隆一<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |          |       |
| 山口 正昭<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |          |       |

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 高橋 俊一<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 樋口 彰史<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 古内 拓己<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 笹原 宏之<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 秋葉 達也<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 土屋 弘之<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 井上 信一郎<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 結城 直人<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 山川 喜与一<br>玄米、小麦、大豆、そば |     |
| 東海林 賢一<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 熊谷 徹<br>玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 屋島 正人<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 板坂 和広<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 五十嵐 裕平<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 寒河江 章<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 渡辺 和則<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 齋藤 恭宏<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 坂本 健一<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 柏倉 聖之<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 朝倉 史貴<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 逸見 安博<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 矢萩 信哉<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |

**山形県告示第549号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営引竜地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 縦覧に供する書類の名称**

換地計画書

**2 縦覧に供する場所**

河北町役場

**3 縦覧に供する期間**

令和5年7月19日から同年8月17日まで

**4 その他**

- (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第13号**

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

令和5年7月18日

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

1 招集の日時 令和5年7月20日（木） 午後2時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号

山形県庁舎教育委員室

**3 議 題**

- (1) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
- (4) 山形県社会教育委員の解嘱及び委嘱について
- (5) 山形県スポーツ推進審議会委員の任命について
- (6) 教職員の人事について

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第13号

山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月18日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

#### 山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員公舎管理規程（平成15年3月31日県病院事業管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「算定した額とする。」を「算定した額とする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りではない。」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県給与等システム運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁総務部総務厚生課分室（16階）
- (2) 日時 令和5年8月28日（月）午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県給与等システム運用管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで
- (4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和5年10月分から令和6年3月分までの6箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち令和5年10月分から令和6年3月分までの6箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総務厚生課業務システム担当 電話番号023(630)3337
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年8月16日（水）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月9日（水）午後4時までに山形県総務部総務厚生課業務システム担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- イ 3の(5)に係る事項を証明する書類
- ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: The Yamagata Prefectural information management business: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. August 28, 2023
- (3) Contact point for the notice: Public Welfare Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3337

令和5年7月18日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年7月18日発行 発行人 山形県